

子の貞操を重んぜざるべからず。獨り貞節は夫婦和合の要楔たるのみならず、處女
生命なり。蓋し處女の純潔に缺くるところありたらむには、夫婦の親愛は沙上の樓閣
の如く、忽ちにして崩るゝに至らむ。されば、女子は常に貞潔自ら身を處し、嫁しては夫
に對し終世純潔なる愛情を捧げて、一家の和親を圖らざるべからず。

貞操の破壊は、主として誘惑に基く。而して女子の誘惑に乗せらるゝは、自ら先づ缺
くる所あるを以てなり。恰も木まづ朽ちて風之を仆すが如し、自ら先づ缺くる所ある
は自重の心なきが故なり。されば、女子は須らく自己の價值を知り、自己の地位を顧み
て、自ら侮ることなく、萬事に處するに深き威嚴を以てすべし。自重心なき女子は、遂に
は貞操の破壊者なり。戒めざるべけんや。貞節は、女子婚儀の盛裝なり。人生の幸福家庭
の和樂凡てこれによりて蔽はる。豈慎まざるべけんや。

古來貞女二人に見えずといふ。蓋し貞操の尊重すべきことを云へるなり。思ふに、再
婚は獎勵すべきことにあらず。少くとも、日本婦人としては二夫に見えざらんことこ
そ望ましけれ。然れども、再婚は其の人の特殊の境遇により必要なることあるべく、又、
萬全の途なることもあるべし。

昭憲皇太后御歌

白妙の衣の塵ははらへともうきは心のくもりなりけり

昭憲皇太后御歌

あやまたんことを思へば假初のことにも物はつゝしまれつゝ

今上皇后陛下御歌

いとしく降りつむ雪を千代ふへき松はものともおもはさるらむ

貞節は、獨り女子に對してのみ要むべきにあらず。男子亦自ら純潔ならざるべから
ず。況や女子の健否、家庭の不和の男子の貞節に缺くる所あるに基くもの多きにおい
てをや。純潔なる男女の結合、無垢なる兩性の結合、是にして始めて眞實の和親を生じ
得るものなり。

八三 教への業

人にして教なければ、禽獸に近し。民を教へ人を育つるの道は、歴聖深く御意を用
ひさせ給ひしところなり。殊に上代、桓武天皇は、大いに教育學問を勵ましたまひ、次
ぎて立ちたまひし數代の天皇、また皆好文の君に在しければ、官立の大學の盛んな
るはいふに及ばず。私立の學校、また競ひて起り、しきりに漢文學を教へたり。後代、後

光明天皇は、常に大學寮の廢絶を歎かせられ、之れが復興を屢々幕府に諭し給ひしことさへあり。

後光明天皇勸學ノ詔

彝倫ノ叙スルトコロ、教化ノ依ルトコロ、何ソツ荒廢ニ委スヘキ、速カニ釋典ヲ併セテ之ヲ復興セシムヘシ

今日の盛大なる教育の普及は、實に明治五年の學制敷布に始れり。即ち明治五年八月學制を頒布し、小學校を全國に設け、男女六歳に至れば悉く就學せしむることを定め給ひしより、政府も人民も、共に、教育の振作に勉め、國民教育大いに普及し、高等普通教育及び農工商などの實業教育も益々盛に、又帝國大學を始として各種の専門學校など相ついで起りて、専門教育も次第に發達せり。中にも江戸時代まで餘り重きを置かれざりし女子教育の進歩は、殊に著しく、各種の専門學校の設さへあるに至れり。今や學校の數は、官公私立小學校二萬五千五百五十餘、同中等學校一千餘、同高等學校六十餘、官公私立大學三十餘の多きに及び、呼語の聲は都鄙山間に滿てり。又女子教育の爲には、官公私立高等専門學校及び高等女學校四百餘を算す。其の他幼稚園は六百餘、圖書館は七百餘に上り、教育事業の發展は日一日と隆盛を加ふ。蓋し教育は、

國家及び國民の活動の源泉なればなり。

明治二十三年十月三十日 明治大帝には、教育に關する勅語を下して國民の夙夜服膺すべき修徳の大本を示し給へり。茲に於てか、我が國民教育の大方針はいよいよ確立せられたり。教育勅語に示されたる道は、祖先より傳へし所、其の本は畏くも、皇祖皇宗の御遺訓なり。君父に忠孝なるが如き、兄弟に友なるが如き、夫婦相和するが如き、朋友相信するが如き、又其の他の諸徳の如き、時により場合によりて、其の現はれたる形式には差異こそあれ、其の精神に於いては、何れの處如何なる時代に於いても、決して差異あることなし。斯の道は、皇祖皇宗の御遺訓なり。同時に、古今に通じて、謬らず中外に施して悖らず、人として守らざるべからざる天下の公道世界の大道なり。而して、明治大帝は斯の道を守り行ふや、汝等臣民と皆俱に其の徳を一にせむと、仰せ給へり。

教育勅語

(上略)斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其ノ徳ヲ一ニセムコトヲ庶幾フ

あゝ誰か、明治大帝の教育の普及を圖り給へる畏さに感激奮勵せざるべき。殊に國家多事の明治の初葉に於て、下し給はりし各種の勅語、又、時折ものし給へる金玉の大音を拜誦するときは、國民たる者寸時たりとも自己の教育、子女の教育を忽にすべからざるなり。

文部省雇和蘭醫ボードインへ賜ハリシ勅語

汝久シク我カ國ニ在テ善ク生徒ヲ教授シ醫學ヲシテ進歩セシム朕深ク之ヲ嘉ス(明治三年十月十五日)

文部省雇獨逸國人ホルツへ賜ハリシ勅語

汝獨逸政府ノ命ヲ奉シ我カ國ニ來リ南校生徒教育ノ事ヲ責任ス汝教則ヲ立テ教導ニ力ヲ盡スト聞ク爾來益々生徒ヲ薰陶シ我カ學校ノ日ニ隆盛ナラムコトヲ望ム(明治四年十月五日)

文部省雇米國人フルベツキへ賜ハリシ勅語

汝久シク我カ邦ニ在リ教導ヲ奉シ生徒ヲ訓導ス朕深ク之ヲ嘉ス汝ノ才學浩博ニシテ能ク薰陶ノ功ヲ奏シ後進ヲシテ其ノ成業ヲ速カナラシム尤モ欣喜スル所ナリ爾後益々勉勵シ學術ヲ盛ニセムコトヲ望ム(明治四年十月五日)

年十月五日)

御製

今はとて學ひの道に怠るなゆるしのふみをえたるわらはへ

開成學校開業式二賜ハリタル勅語

開成學校經營方ニ功ヲ竣フ朕今其ノ開業ヲ親視シ茲ニ學術ノ進歩ヲ嘉ス朕惟フニ専門ノ學校ハ器ヲ成シ才ヲ達スルノ所ナリ朕更ニ百般學術ノ益々國內ニ擴張セムコトヲ期ス汝等其レ此ノ意ヲ體セヨ(明治六年十月九日)

幼年學校へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

幼年學校ヲ設ケシヨリ僅ニ兩三年今臨視スルニ學業技術頗ル進歩ノ勢ヲ觀ル此レ汝等ノ處置方法宜シキヲ得ルノ效シナリ朕之ヲ悦フ抑校中ノ生徒ハ期スルニ陸軍士官ノ任ヲ以テス汝等更ニ鼓舞作興シ生徒ヲシテ朕カ望ムトコロニ背カシムル勿レ(明治七年四月七日)

海軍兵學寮へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

海軍ハ國ノ主要タリ故ニ其ノ大任ヲ擔當スル士官ト爲ルヘキ者ハ第一

其ノ行ヲ正シクシ其ノ學ヲ成業セサルヘカラス各自宜シク此ノ意ヲ體シ奮起勉勵セヨ(明治八年五月九日)

御製

己か身を修むる道は學はなん賤かなりはひいとまなくとも

駒場野農學校開校式ニ賜ハリシ勅語

朕惟フニ農ハ國ノ本ナリ物産由テ以テ殖シ生民由テ以テ富ム是レ此ノ學ノ講セスンハアルカラサル所以ナリ今ヤ本校建築竣ルヲ奏ス朕甚タ之ヲ嘉シ親ラ臨ンテ開校ノ典ヲ舉ク後來我カ國產ヲシテ益々繁殖セシメ我カ國民ヲシテ益々富饒ナラシムルコトハ朕大ニ此ノ校ニ望ム所ナリ(明治十一年一月二十四日)

陸軍士官學校開校式ニ賜ハリシ勅語

朕惟フニ兵ノ強弱ハ士官ノ精否ニ由ル是レ此ノ校ノ設アル所以ナリ今ヤ建築竣ルヲ告ク朕親ラ臨ンテ開業ノ典ヲ舉ケ自今良士官ヲ養成シ以テ我カ陸軍ノ益々進歩スルハ朕ノ殊ニ此ノ校ニ望ム所ナリ(明治十一年六月十日)

工部大學校開校式ニ臨御ノ節賜ハリシ勅語

曩ニ工部大學校ヲ經營セシメ今工竣ルヲ奏ス朕親ラ臨ンテ開業ノ典ヲ舉ク朕惟フニ百工ヲ勸ムルハ經世ノ要ニシテ當今ノ急務ナリ自今此ノ校ニ從學スル者勉勵シテ以テ利用厚生ノ源ヲ開カンコトヲ望ム(明治十七年七月十五日)

御製

正しくも生ひ茂らせよ教へ草をとこをみなのみちをわかちて

東京大學醫學部開業式ニ賜ハリタル勅語

人生貴フ所ノモノハ身體ノ健全ニシテ之ヲ保護スルハ醫學ニ由ラサルナシ是レ此ノ學ノ設アル所以ナリ今東京大學醫學部建築其ノ功ヲ竣フ朕親ラ臨ンテ開業ノ典ヲ舉ク自今愈々斯學ノ隆昌ヲ期ス(明治十二年四月二十二日)

幼學綱要頒賜ノ勅諭

舜倫道德ハ教育ノ主本我カ朝支那ノ專ヲ崇尙スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖之ヲ本邦ニ採用スル未タ其ノ要ヲ得ス方今學科多端本末

ヲ認ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ
因テ儒臣ニ命シテ此ノ書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル
コトヲ知ラシム(明治十五年十二月)

東京高等師範學校へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

本日親シク此ノ校ニ臨ミ教務改良諸事整理ノ緒ニ就クヲ見ルハ朕カ甚
タ嘉スル所ナリ教官等ノ勉勵ニ因リ將來益々進歩スル所アラシコトヲ
望ム(明治十九年五月十八日)

御製

幼子か物かく跡を見ても知れならへは習ふしるしある世よ

東京帝國大學二賜ハリシ教育勵精ノ勅語

軍國多事ノ際ト雖教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其ノ局ニ當ル者克ク勵精
セヨ(明治三十七年七月十一日)

東京高等師範學校へ賜ハリシ御沙汰

健全ナル國民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ其ノ局ニ當ル者益々勵精
セヨ(明治四十四年十月三十一日)

御製

物學ふ道に立つ子よ怠りにまされるあたはなしとしらなむ

華族の教育は、殊に帝室と關係厚き爲、明治大帝は、深く御心に懸けさせ給へり、世
の華族たる者、須らく大御心の有り難きに感泣し、自己竝子女の教養に、誠意を致し、以
て、皇室の藩屏たるの實を擧ぐることに夙夜心掛けずして可ならんや。

華族ヲ留學周遊セシムルノ詔

朕惟ニ宇内列國開化富強ノ稱アル者皆其ノ國民勤勉ノ力ニ由ラサルナ
シ而シテ國民ノ能ク智ヲ開キ才ヲ研キ勤勉ノ力ヲ致ス者ハ固ヨリ其ノ
國民タルノ本分ヲ盡スモノナリ今我カ國舊制ヲ更革シテ列國ト竝馳セ
ント欲ス國民一致勤勉ノ力ヲ盡スニ非レハ何ヲ以テ之ヲ致スコトヲ得
ンヤ特ニ華族ハ國民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ屬目スル所ナレハ其ノ
履行固ヨリ標準トナリ一層勤勉ノ力ヲ致シ率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘ
ケンヤ其ノ責タルヤ亦重シ是今日朕カ汝等ヲ召シ親シク朕カ期望スル
所ノ意ヲ告クル所以ナリ夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キ才ヲ研クヨリ
外ナルハナシ智ヲ開キ才ヲ研クハ眼ヲ宇内開化ノ形勢ニ著ケ有用ノ業

ヲ修メ或ハ外國へ留學シ實地ノ學ヲ講スルヨリ要ナルハナシ而シテ年
壯ヲ過キ留學ヲ爲シ難キ者モ一タヒ海外ニ周遊シ聞見ヲ廣ムル亦以テ
智識ヲ增益スルニ足ラン且我邦女學ノ制未タ立タサルヲ以テ婦女多ク
ハ事理ヲ解セス殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ關シ實ニ切緊ノ事ナレ
ハ今海外ニ赴ク者妻女或ハ姉妹ヲ挈ケテ同行スル固ヨリ可ナルコトニ
テ外國所在女教ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルヘシ誠ニ能ク
人人此ニ注意シ勤勉ノ力ヲ致サハ開化ノ域ニ進ミ富強ノ基礎ヲ立チ列
國ト竝馳スルモ難カラサルヘシ汝等能ク斯ノ意ヲ體シ各其ノ本分ヲ盡
シ以テ朕カ期望スル所ニ副ヘヨ(明治四年十月二十二日)

學習院開校式ニ賜ハリシ勅語

惟ルニ汝等能ク旨ヲ奉シ此ノ校ヲ協立シ開業ノ典ヲ行フ其ノ志嘉スヘ
シ嘗テ仁孝帝京都ニ於テ學習院ヲ建テ諸臣ヲシテ就學セシム 朕今志
ヲ紹述シ本校ヲ名ケテ學習院ト號ス冀ハクハ汝等子女ヲシテ黽勉時習
セシメ以テ皇祖ノ前烈ヲ恢張セヨ(明治十年十月十七日)

御製

功ある人を教への親にしておほし立てなんやまとなてしこ

學習院へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

嚮ニ本院開業ノ日ニ當リ朕親ヲ臨テ汝等ニ示諭スル所アリ爾來茲ニ五
年汝等能ク朕カ意ヲ體シ黽勉從事學務整頓シ生徒ノ進歩觀ルヘキモノ
アルニ至レリ但衆多ノ子弟中尙ホ或ハ從學セサルモノアリト聞ク汝等
愈々獎勵シ不學ノ徒ナカラシメヨ(明治十四年四月十五日)

學習院へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

朕本日茲ニ親臨シ生徒ノ學業漸ク進歩スルヲ嘉ス但學問ノ要ハ平素ノ
實踐ニ在リ汝等更ニ能ク率先誘導性行ヲ正シクシ學德竝進シ以テ朕カ
望ニ副ヘヨ(明治十六年十一月二十一日)

御製

むら肝の心を種の教へ草生ひしけらせよやまとしまねに

學習院へ臨幸ノ節賜ヒタル勅語

朕華族ノ教育ニ留念スルコト久シ曩ニ院長ヨリ其ノ規模ヲ上奏ス朕太
タ之ヲ嘉シ更ニ學制ヲ考定セシム亦朕カ意ニ愜ヘリ因テ特ニ勅スルニ

其ノ實績ヲ擧クヘキヲ以テセリ今ヤ院ニ臨ミテ親シク肄業ヲ觀ルニ頗ル實踐ノ緒ニ就キタルヲ覺フ此ノ如クニシテ息マスンハ必ス能ク入學ノ子弟ヲシテ其ノ材徳ヲ成就シ以テ貴族タルノ譽望ニ背クナカラシムルニ足ラン汝等其レ旃ヲ勉メヨ(明治二十四年四月八日)

御製

よりそはむ暇はなくとも文机の上にはちりをすすすもあらなむ

御製

朝のまに物學はせよ幼子もひるはあつさに倦みはてぬへし

明治の 國母陛下、亦よく教育の事業に大御心を注ぎ給ひ殊に女子教育には、夙に國母の君の御恵を傾倒せさせ給ひ、華族女學校を設けて華胄の女子の徳性涵養をはかり給ひ、また全國女子教育の源泉たる東京女子高等師範學校へは、畏くも屢々玉歩を向け給ひ、其の都度優渥なる御言葉を賜ひたり『金剛石』及び『水は器』の御歌は、誠に女子教育の緊綱を示諭し給ひし玉の御聲なり、其の他 大帝の御製に唱和し給ひし國民教育の玉詠は、數多し、これを欣誦して誰か 陛下勸學の懿旨を感せざらむ。

金剛石

金剛石もみかゝすは 玉の光はそはさらん

人も學ひて後にこそ 眞の徳はあらはるれ

時計の針の絶間なく 廻るか如く時の間の

日影惜みて屬みなは いかなる業か成らさらん

水ハ器

水は器にしたかひて 其の様々になりぬなり

人は交はる友により よきにあしきに移るなり

己れに勝る良き友を 選ひ求めて諸ともに

心の駒にむちうちて 學の道にすゝめかし

昭憲皇太后御歌

うちひさす都も鄙もおしなへてまなひのまとをひらく御代かな

昭憲皇太后御歌

花になれ實をも結へと慈みおほし立つらんやまとなてしこ

昭憲皇太后御歌

夜光る玉もなにせむ身を照らすふみこそひとのたからなりけり

今上天皇陛下、皇后陛下亦共に、先帝、先后の御貽徳を宣揚し、御遺業を空しくせざらんことを軫念し給ふ大孝至順のほどは、國民霽しく恐懼感激措く能はざるところなり。殊に教育の事業に關しては、よく遺緒を紹述し給ふ。天皇陛下猝に大故に遭はせ給ひ、内に限りなき御悲愁を堪へさせらるゝに拘らず、外萬機親裁の重きに膺らせ給ひ、夙夜御淬勵、夙夜御憂慮、新日本大統に關する各般の勅語を下し賜ひし中に、既に畏くも教育振興の御沙汰あり、御優詔のほど國民いかでか威奮せさらむ。

今上天皇陛下教育振興ノ御沙汰

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其ノ大綱

ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス(大正四年

年十二月十一日)

今上皇后陛下には、また教育の御思召厚く、多くの皇子をあげさせ其の御教養には最も力をいたさせ給ひ、諸學校に行啓ありて親しく子女教養の有様をみそなはせ給ふげに、賢母の鑑と仰がれ給ふこそ畏けれ。陛下には、また國民の産業を御獎勵あそばさるゝ御思召特に深く、各種實業學校に臨ませ給ひ、親しく獎勵の御言葉を賜ふげに、有り難き大御心とは申すべけれ。

今上皇后陛下女子學習院開院式ニ賜ハリシ令旨

茲ニ女子學習院ノ其ノ肄業ヲ開始シ饗舍亦新築ノ工成ルヲ憐フ惟フニ

今次女學部ヲ改メテ特ニ一院ヲ置カレタルモ其ノ教育ノ旨趣ニ至リテ

ハ一ニ皇妣ノ慈訓ニ遵由セムコトヲ期ス凡本院ノ學生ハヨク此ノ意ヲ

體シテ專ラ徳性ヲ磨キ學業ヲ練リ益々婦女ノ良能ヲ玉成セムコトヲ勗

メヨ今ヤ世態漸ク變遷シテ人心日ニ新シキヲ趁ヒ奢侈相競ヒテ浮華自

ラ喜フノ傾ナキニアラス女子タルモノ宜シク節ヲ制シ度ヲ謹ムノ習ヒ

ヲ積ミテ其ノ本分ヲ愆マルコトナカルヘシ(大正七年十一月十四日)

あゝ、文教益々隆昌上教育に御熱誠なる聖代に生れ遭える我等の幸福、何ものか之れに過ぎむ。我等の子女の至幸至福、いづこにかまた求めむ。あゝ、我等及び我等の子女は、そもいかなるいさをしを立て、大御心に答へ奉らむとはすらむ。

八四 三枝の禮

禮節とは、上に事へては敬意を表し言語動作共に鄭重にして、下に接しては親愛を垂れ言語動作共に穏和なるを云ふ、人として禮節の重んずべきは、猶身體に衣食の必

要なるがごとし、如何に才智藝能に秀づる者と雖、其の言語動作に禮を缺くときは、人の感情を傷け、己の品格を失し、遂に無智無能の徒と嘲けらるゝに至るべし。恰も如何に筋骨逞しき身體なりと雖、之を保つに食なく之を蔽ふに衣なきときは、遂には虚弱に赴き醜を露はし、あたら體驅の美を發揮し能はざるが如し。

禮節は又家庭、社會、國家の秩序を保つ上に極めて大切なり。古人も禮節なければ上

陸海軍人勅諭

一軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ 凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ 其ノ間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ新任ノ者ハ舊任ノ者ニ服従スヘキモノソ下級ノ者ハ上官ノ命ヲ承クルコト實ハ直ニ朕カ命ヲ承クル義ナリト心得ヨ己カ隸屬スル所ニアラストモ上級ノ者ハ勿論停年ノ己ヨリ舊キ者ニ對シテハ總ヘテ敬禮ヲ盡スヘシ又上級ノ者ハ下級ノ者ニ向ヒ聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其ノ外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛ケ上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ若軍人タ

ルモノニシテ禮儀ヲ紊リ上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシテ一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ普ニ軍隊ノ蠱毒タルノミカハ國家ノ爲ニモ宥シ難キ罪人ナルヘシ(明治十五年一月四日)

今上天皇陛下陸海軍人勅諭

(上略)惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキヲ示シ給ヘリ(中略)汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ貫カ躬ニ效シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据屬精各々其ノ本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ(大正元年七月三十一日)

御製

高嶺をも底にうつして山水のひくきにゆくをこゝろともかな

文武天皇獎禮之詔

夫レ禮ハ天地ノ經義ニシテ人倫ノ鎔範タリ道德仁義ハ禮ニ因リテ乃チ弘マリ教化正俗ハ禮ニ因リテ乃チ成ル(下略)(慶雲三年三月)

元明天皇獎禮之詔

凡ソ政ヲ爲スノ道禮ヲ以テ先ト爲ス禮ナクンハ言ミタレ言ミタルレハ
旨ヲ失ス(中略)宜シク今ヨリ以後ハ嚴ニ糾彈キウバンヲ加ヘ其ノ弊俗ヘイソクヲ革メジユン淳風
ニ靡ナカシムヘシ(慶應四年十二月)

昭憲皇太后御歌

高山の影をうつして行く水のひくきにつくをこゝろともかな
禮節は輕重何れにも失することなきを要す蓋し禮節は之を盡す人々の年齢地位
身分などによりて多少の相違あるものなればなりされば其の輕きに失するときは
傲慢となり重きに過ぐるときは諛となるべしげに禮の要は常に中庸に存す

昭憲皇太后御歌

過ぎたるは及はざりけり假初の言葉もあたにちらさゝらなむ
家庭に於ては殊に禮節を重んじ常に長幼序あるを要す家庭は相馴るゝ人の集ひ
なり人相馴るゝときは往々にして禮を怠る弊あり家人各々其の分に應じて盡すべ
き敬讓と親愛とを失ふときは家中常に喧争の聲絶ゆることなく延いては家運を傾
け社會の良俗を害するに至る古人は謂へり親しき中にも垣を結べと鳩に三枝の禮
ありとかや

昭憲皇太后御歌

睦しき中洲に遊ぶみさこすらおのつからなるみちはありけり
禮節重んずべしと雖唯形ばかり備りて内に恭敬の念を缺かんか虚禮虚儀たるを
免れず虚禮虚儀は求めて他人の感情を損ふものなり寧ろ禮にならばざるに如かず
教育勅語

恭儉己レヲ持シ

御製

易くして成しえ難きは世の中の人の人たるおこなひにして

八五 華を去り實に就く

奢侈驕傲は産を失ひ身を亡す基なり質素節儉は品位を保ち家産を興すされば人
は衣食住を始め平素の生活の萬事に互りて努めて質素を旨とし身分に應じて事の
足り用の辨するを以て甘んずべきなり質素は剛健にして篤實なる風儀を産む民の
風儀剛健にして篤實なるときは家乃ち榮え國乃ち興る故に教育勅語にも恭儉己れ
を持しと宣せられたり

教育勅語

恭儉己レヲ持シ

斯くの如く、節儉は、家國富榮の基なりと雖、人情の常として儉より奢に入るは易く、奢より儉に入るは難し、されば、常に深く留意し、塵ばかりなること、雖無用の費は之を省き、他日の要に備へざるべからず。

御製

積りては拂ふ方なくなりぬへし、ちりはかりなることとおもへと

質素を重んずるは、無益の費を省きて、今日に貯へ、他日の要に用ひんが爲なり。猥に財を吝むか爲にあらず。吝嗇は、禮を失し、身を傷ひ、又、義理人情を無にす。心すべきは、ほどよき節をたがへざることにこそ。

昭憲皇太后御歌

吳竹のほどよき節を違へすは、すゑは、のつゆもみたれさらまし

人は、夙に自己の經濟上の獨立を計らざるべからず。蓋し恒産なき者は、恒心なければなり。然れども、これが爲に志節を辱めて富を求むること勿れ。不義にして富み且貴からんよりは、寧ろ義を守り節を正して貧賤に居るを貴しとす。

昭憲皇太后御歌

持つ人の心によりて寶ともあたともなるは、こかねなりけり

人は、順境に向ひては、其の逆境に悲みし昔を忘るゝの傾あり。されば、家富み身の不足なきに至るとも、本を尋ねて末を紊さざるを要す。過ぎにし日を忘れて、今日の日を誦ふは、まことに見にくき限なり。

御製

家富みて飽かぬことなき身なりとも、ひとのつとめをおこたるなゆめ

御製

年々に思ひやれとも、山水をくみてあそはむ夏なかりけり

軍人の質素を旨とすべきことは、夙に、明治大帝の勅諭し給ひし所なり。其の諭し給へる畏こさは、移して以て一般國民の謹奉すべきことにこそ。

陸海軍人勅諭

一 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ輕簿ニ趨リ

驕奢華麗ノ風ヲ好ミ遂ニハ貪汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤クナリ節操モ武

勇モ其ノ甲斐ナク世人ニ瓜ハシキセララルマテニ至リヌヘシ其ノ身生

涯ノ不幸ナリトイフモ中々愚ナリ此ノ風一タヒ軍人ノ間ニ起リテハ彼
ノ傳染病ノ如ク蔓延シ士風モ兵氣モ頓ニ衰ヘヌヘキコト明カナリ朕深
ク之ヲ懼レテ曩ニ免黜條例ヲ施行シ略此ノ事ヲ誠メ置キツレト猶モ其
ノ惡習ノ出テシコトヲ憂ヒテ心安カラネハ故ニ又之ヲ訓フルソカシ汝
等軍人ユメ此ノ訓誡ヲ等閑ニナ思ヒソ(明治十五年一月四日)

夫れ文明の餘弊は浮華虚飾の風を生じ、戦勝の餘禍は遊惰安逸を産む、吾人は方今
我が國の現下に心を致し、互に相誡めて、勤儉以て、國家の隆運國民の健實を期するこ
とに息まざることを要す。故に、戊申詔書にも深く之を諭し給へり、我等臣民たるもの
聖旨を奉體せずして可ならんや。

戊申詔書

(上略)宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ(中略)華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誡メ目強息マサルヘシ(下略)(明治四十一年十月十三日)

夫れ勤儉産を治むるは生活に必要なのみならず、又道德を修むる所以の道なり、
蓋し倉廩充ちて禮節を知り衣食足りて榮辱を知る、と古人も謂ひたるにあらずや。

八六 河海は細流を擇ばす

人の世に立つや、己れの身を持つること謙讓なると共に、人に對して寛恕の心な
るべからず、寛恕とは、度量宏闊にして能く衆を容れ、人の過を許して妄りに怒らざる
を云ふ。

世の中の事は、己れの意の如くならざるが多し、人の心は、其の面の如く種々に異り
て互に長短好惡あり、然るを己れの意に合はずとて事毎に不平を鳴らし世を怒り人
を恨み、又は人の非曲をのみ摘出して非曲我にあるを覺らざらんか、或は人と衝突し
或は己れの品位を失墜し、或は思はざる失敗を招く等、其の不利擧げて數ふべからず

御製

思ふには任せずとも人心平らかにこそあらまほしけれ

寛恕を以て美德とするは、深きゆゑのあることなり、彼の一朝の忿に其の身を忘れ
て人と争はゞ禍我が身に及び、必ずや悔を後に残すべく、また人をして輕侮の念を起
さしむべし、若し人怒りて我に無禮を加へなば、退きて我に非曲のあらざるかを省み
よ、省みて内に疚しからずば、己が心を安んずるに足らん。

御製

天を恨み人を咎むることもあらしわかあやまちを思ひかへさは

御製

善惡を人の上にはいひなから身をかへりみるひとなかりけり

若し我が度量寛宏ならば、彼必ず後に其の非を悔ひ却りて我を敬するに至るべし。これ我、彼に降るにあらずして、彼、我に従へるなり。美德、思ふべきなり。古語に曰く「我よく人を容るれば、人は我が範圍にあり」と味ふべきなり。

御製

浅みとり澄み渡りたる大空のひろきをおのかこゝろともかな

知るべし、襟度宏量の大切なるを、徳川家康の遺訓に「堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ、勝つことばかり知りて負くることを知らざれば、害其の身に至る」といへり、至言と謂ふべし。又道歌に曰く「堪忍のなる堪忍は誰もする、ならぬ堪忍するが堪忍」とまた味ふべきなり。

これを要するに、樂しかるべき世の中をして不愉快ならしむるは、一に人々の度量狭くして、己れに求むる寛にして人を責むるに嚴なるに由る。一朝の短慮よりして百

年の知己を損ひ、我が身亦亡ぶ、愚かも亦甚だしからずや、古歌に曰く「いそかすは濡れさらましを旅人のあとより晴る、野路の村雨」と慎むべきは短慮にこそ。

御製

廣き世に交はりなからいかなればせはきはひとのこゝろなるらむ

『林間に酒を煖めて紅葉を焼く、誰か仕丁に此の風流を教へしぞ』と宣ひて罪を問はせ給はざりしといふ、高倉天皇寛恕の御徳は後世永く欣仰し奉る所なり。泰山は土壤を譲らず故によく大を成し、河海は細流を擇ばず故によく深を成すとかや、洵に宏量は人の爲ならず、我が爲なり。

御製

何事も思ふか儘にならざるかかへりてひとの身のためにこそ

八七 時は生命なり

老の至り易く時の過ぎ易きことは、形容するだに難し。盛年重ねて來らず一日再び晨なり難し時に及びて當に勉勵すべし。歲月は人を待たずと、斯く云へる間に瞬時は過ぎ去るなり。夫れ時は金なりと、然れども、金は時の貴重なるに比して及ばざること

甚だ遠し。時は金にあらずして人の生命なり。而して斯く云へる瞬時相集りて人の生命をなす。寸陰の重んずべく惜むべきこと當に知るべきなり。

御製

時はかる器は前にありなからたゆみかちなりひとのこゝろは

昭憲皇太后御歌

怠らて時を器の諫めすはあくるもしらしはるの手枕

時は金にあらずして人の生命なり。金錢といひ、勞力といひ、いづれも適宜の方法によりて回復し得るものなれども、獨り人の生命たる時はいかなる手段によりても回復し得られず。恰も一旦失はれたる生命の蘇へらざるが如し。人誰か生命を惜まざらん。不治の病床にある者と雖、尙寸時を生きんことを唯希ふ。然らば刻々相集りて此の尊き生命を成す分陰を惜むべきこと夙に知るべきなり。萬乗の至尊に於かせられどもなほ能く分陰を惜みて萬機に御精勵あらせ給ふ。非才不發の民、いかでか空しく時を過すべきぞ。

御製

年々に思ひやれとも山水をくみてあそはむ夏なかりけり

御製

庭の面に清水の音はきこゆれとむすふいとまもなき今年かな

昭憲皇太后御歌

御園生の花はさけとも静かにはみそなはず日そすくなかりける

寸陰を惜みてはげみなば、人生のいかなる業かならざらむ。試に一日に十分を徒費せんが、一年にして六十一時間、十年にして六百十時間、人生五十にして實に三千五十時間の大多なる。人の一日一時間を徒費すること敢て稀ならず。若し然らば五十年にして一萬八千二百五十時間を空費することゝなるべし。而して之を用ふれば、いかなる業かならざらむ。而かも、吾人は一日の中に飲食、睡眠、言語、歩行等已むことを得ずして多くの時を失ふ。其の餘の暇幾何ならぬうちに、多くの時を空しく消す。かくてはいかに希ふとも業は成り難し。人生は短く、業は長し。これよく思ふべきなり。

御製

己かしし務ををへて後にこそ花のかけには立つへかりけり

御製

物學ふ道に立つ子よ怠にまされる仇はなしとしらなむ

昭憲皇太后御歌

煙草くゆらす隙にをしと思ふ日ははや西にかたふきにけり

日晷一たび移つれば千載再來の今なく形神既に離るれば萬古再生の我なし少年は老いやすく學は成りがたし世の年少者それ勤めざるべけんや殊に學藝多端にして其の進歩も日々新なる今の時代に在りては須らく分陰を惜み寸暇を勵み以て悔を後に遺すこと勿れ

御製

世の中の人に遅れをとりぬへし進まんときにすまさりせは

昭憲皇太后御詠

時計の針のたへ間なく　めくるか如く時の間の
日影をしみて勵みなほ　いかなる業かならさらむ

八八 信教

敬神崇祖は我が國教の眞髓たり神の肇造し世々現津神の統治し給へる我が國に於ては國民の信教は固より敬神崇祖に求めざるべからず即ち我が國民の信教は國

家的信教たる敬神崇祖たらざるべからず而して既に述べたるが如く我が諸神は皆國家的神々に在りし、國勢の振興皇運の扶翼に關繫したまはざる無しこれ敬神崇祖は我が國の眞髓にしてまた國民唯一の信教たるべき所以なり皇祖及び列皇は夙に神を信じ神を崇び給へり

高皇産日尊神勅

吾ハ天津神籬及ヒ天津磐境ヲ樹テ皇孫ノ爲ニ齋ヒ奉ラム汝天兒屋根命
天太玉命ハ天津神籬ヲ持テテ葦原ノ中國ニ降リテ亦皇孫ノ爲ニ齋ヒ奉
ラム

神武天皇即位ノ大詔

我カ皇祖ノ靈天ヨリ降臨シ朕カ身ヲ照ラシ助ク今諸虜已ニ平キ海内無
事ナリ以テ天神ヲ郊リテ以テ大孝ヲ申フヘシ

推古天皇祭祀ノ詔

今朕カ世ニ當リテ神祇ヲ祭ヒ祀ルコト豈怠ルコトアラシヤ故レ群臣爲
ニ心ヲ竭シテ宜シク神祇ヲ拜スヘシ(即位十五年二月)

明治大帝祀祖ノ大詔

朕ミコト恭ヨシニ惟ニミルニ大祖業ヲ創ツクムルヤ神明ヲ崇敬シ蒼生ヲ愛撫シ給タマフフ祭政
一致由來スル所遠シ朕寡弱ヲ以テ夙ニ聖緒ヲ承ケ日夜悚惕シ天職ノ或
ハ虧ククルアラシク懼オソル乃チ祇スナハテ天神地祇八神暨シヒ列皇神靈ヲ神祇官
ニ鎮祭セシメ以テ孝敬ヲ申ノフ庶幾クハ億兆ヲシテ矜式スル所アラシム
(明治三年正月)

後宇多天皇御製

天津神國津社をいはひてそわかあしはらの國はをさまる

御製

國民は一つ心に守りけりとほつみおやの神のをしへを

御製

定めにしその初より葦原のくにのさかえはかみそもるらむ

御製

傳へきて國の實となりにけりひちりの御代のみことのりふみ

御製

常盤なる松こそ立てれ動きなきくにをしつめのかみのやしるに

信教は、人心の寫象なり。されば、固より其の選む所に任すべし。儒教可なり、佛教可なり、耶蘇教亦可なり。然れども、國家は獨立自存の爲に公共の安寧秩序を維持し、臣民の義務を強制するの必要あり。故に公序良俗を紊るの虞ある信教又は國民たるの公義に背く信教、竝に特に皇國臣民たる忠節の大義に戻る信教は、我が國法の許さざる所なり。

帝國憲法

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及ヒ臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ
信教ノ自由ヲ有ス(第二十八條)

信教は、自由なり。故に何人の信教と雖もこれを害すること勿れ。彼の徒らに異教なるの故を以て自己の信教以外のものを迫害するの徒あり。安寧秩序を妨げず又は臣民の義務に背かざる限りは、吾人は他人の信教を尊重せざるべからず。妄にこれを害するが如きは、帝國臣民たるの義務に反するものなり。殊に信教は人の感情を支配するものなるが故に、これが迫害又は侮辱は延いては往々にして國際關係の由々しき問題を生ずることあり。古來其の例乏しからず。夫れ國際關係は、感情を基底として成立し、理論は抑々末なるのみ。心して信教を尊重することを要す。

信教は自由なり。然れども、國民は須らく其の國固有の信教を信奉することを要す。報本反始の誠なく、本末主客を辨せざるの徒は、蓋し克く自己を識り、克く自國を知らざるものなり。夫れ敬神崇祖の大義は、我が國教の眞髓なり。此の信教、此の信仰は、萬民萬全の教義にして、如何なる時いかなる處と雖、敢て悖ること無し。抑々敬神崇祖は、皇祖皇宗の遺訓にして、我が國民の當に信奉すべき大教なり。忠君愛國の至誠も、義勇奉公の大義も、孝悌友信の美德も、咸此の國教より涌出して、長しへに渴るゝことなし。國家の安寧秩序は、これによりて保たるべく、臣民たるの義務は、これによりて盡さるるべし。

光格天皇御製

孔子の道釋迦の教もすてすしてつくゑのしまのかたはしにおけ
神様の國に生れて神様のみちかいやならそとくににゆけ

御製

我が國は神の末なり神まつる昔のてふりわするなよゆめ

八九 實る稻穂

人は動もすれば己の才能容貌名譽財産門閥等を誇らんとし謙讓の徳を失ふものなり。謙讓とは、心身共に和ぎて禮儀作法の鄭重なるを云ふ。

若し人ありて才能容貌名譽財産門閥等を鼻に懸け我等を眼下に見下すあらば我等は如何なる感を起すべきか、不快に思はざるか、賤しと感ぜざるか、之に反して、學徳秀で地位身分すぐれたる人にして誇らず驕らず、言行すべて謙讓にして我等を待つに鄭重なれば如何、誠に奥ゆかしく見ゆるものにして自ら尊敬の念を起すべし。傲慢は己れの無能と不徳とを自白するものにして、謙讓は益々人をして己を恭敬せしむ。諺に曰く、能ある鷹は爪をかくし、實れる稻穂は頭を垂ると。

御製

寄る波に打上げられて臥しなからはなさきにけりかはらなてしこ

御製

鞭うたは紅葉の枝にふれぬへしこまをひかへむをかこへのみち
世には、己れの權門財閥に關係あることを遭ふ人毎に故らに誇る者あり。甚だしき

は之を以て傍若無人の振舞をさへ爲すものあり。前にも云へるが如く、傲慢は己れの無能と不徳とを自白するものなり。敢て權門財閥に縁由あることを人に告げずとも、人は之を能く知れり。己れを弘告すること程心事の陋劣なるものなし。己れの無能と不徳とを自白する、之より愚かなることなし。而して此の種の傲慢は、實に己れの愚を自白するのみならず、亦、己れの縁者に圖らざる累を及ぼすものなり。斯の如くにして、世には一朝にして百年の知己を失ふものあり。

謙譲は何人にも望まされど、女子にありては特に美德とす。蓋し女子は虚榮の甚だしきものなればなり。謙譲は女子の品位を高め、其の尊敬を増す所以なり。然れども謙譲を誤りて卑屈に流るべからず。卑屈は己を賤しめ人に諂ふものにして、自尊心なきの致す所なり。謙譲は自ら信じ自ら重んずるところありて、而も之に誇らざるを云ふ。

昭憲皇太后御歌

高山の影をうつして行く水のひくきにつくを心ともかな

慢は損を招き、謙は益を受くとかや。日本人は外は美德を以て蔽ひ、内は陰險なりとかや。吾人は宜しく互に敬重謙譲、以て己の品位を高め、世の和親を圖るべきなり。

教育勅語

恭儉己レヲ持シ

御製

覆へる事もこそあれ小車のすゝむにのみはまかせさらなむ

御製

過ぎたるは及はさりけりカサシ假初のことははあたにちらさゝらなむ

九〇 業を勤め産を治む

富國と強兵とは、國家の獨立、國運發展の要樞なり。而して強兵固より緊要なりと雖、其の倚るところは、畢竟國富の充實に在り。文化未だ開けず各國の進歩略均一にして日進月移の競鬪なかりし時代には、強兵は單存獨立、よく其の成果を收むることを得たるも、日進月化たゆみなく進展せる方今、國際生活に於いては、強兵は孤步獨存すること能はず、必ずや、國富充實の基礎の上に始めて存立することを得るなり。精銳なる兵器の運用は固より人に在りと雖、國貧憊ならば、天下の利器は曾て産まれざるべく、又求め得られざるべし。況や人の教養啓發は一に國家各般の文明的施設に依るもの

なるに於いてをや。されば、國富の増進は、現代世界各邦の一大國是なり。殊に我が國の現情に於ては、特に然りとす。

夫れ、國富の増進は、産業の健全なる發達によりて得らる。産業の健全なる發達は、國內に存する各種の生業に國民舉りて忠實従事し、進んで、國際貿易の發展を計るに在り。業を勤め産を治むるの道は、國風の堅實なる我が國に於いては、古來、歷聖の力めて諭し給へるところなり。

繼體天皇勸業ノ詔

朕聞ク士當年ニシテ耕ヘサル者アラハ則チ天下或ハ其ノ飢ヲ受ク女當年ニシテ績カサル者アラハ天下或ハ其ノ寒ヲ受ケム故ニ帝主躬ヲ耕シテ農業ヲ勸メ后妃親ヲ蠶ヒテ桑序ヲ勉メ給フ況ヤ厥ノ百寮ヨリ萬族ニ至ルマテ農桑ヲ廢棄シテ殷富ニ至ル者アラム乎有司普ク天下ニ告ケ朕カ懷ヲ識ラシメヨ(位即元年二月)

國勢の進展、産業の種別、古今固より同日の論にあらざれども、聖詔の教旨は、今に恃らず、以て國民蹇々服膺すべきところなり。明治大帝の産業及び貿易の振興に深く大御心を注がせ給ひしことは、申すも畏し、即ち、維新の新政以來五十有餘年、政府の保

護獎勵により教育の隆盛と學術の進歩と交通機關の擴張とに伴ひて農工商業、鑛業、水産業など皆大いに興り、殊に關稅の改正ありてよりは、頓に活氣を帶ぶるに至れり。かくて、政府はますます、聖旨を奉體現行して、保護を垂れ、獎勵を加へ、補助を給し、以て大農業、大工業、大鑛業、大水産業、大商業の現代を確立するに至れり。げに國歩艱難、國事頻多の時代にありて、斯くの如くよく邦家の平和的根基を成し給へる御鴻業のほどは、畏しとも畏き極みなり。産業の御獎勵は、特に勸業博覽會に大御心を注がせ給ひし數々の御詔勅によりて拜察し奉ること得るなり。我が國第一回の内國勸業博覽會を開きしは實に明治十年の昔なりき。

第一回内國勸業博覽會ニ賜ハリシ勅語

爰ニ内國勸業博覽會開場ノ日ニ方リ朕親ヲ臨ミ開場ノ典ヲ行フ朕惟フニ會場ノ整備セル列品ノ良好ナル以テ智識ノ日ニ開明ニ赴キ工藝ノ月ニ精巧ニ進ムヲ徵スヘシ而シテ有司勸獎ノ效モ亦小ナリトセス朕深ク之ヲ悦フ更ニ望ム人民ノ益々奮勵シ産業ノ益々繁盛シ我カ全國ヲシテ永ク殷富ノ幸福ヲ享ケシメンコトヲ(明治十年八月二十一日)

内國勸業博覽會爰ニ滿期ヲ告ク朕親ヲ臨ミ開場ノ典ヲ行フ朕深ク汝衆

四百十
庶ノ勉力ト諸官ノ勤勞トニ因テ此ノ會ヲ完ウセルヲ悦フ(明治十年十月三十日)

東京横濱間鐵道開業式二賜ハリシ勅語

今般我カ國鐵道ノ首線工竣クルヲ告ク朕親ヲ開行シ其ノ便利ヲ欣フ嗚呼汝百官此ノ盛業ヲ百事維新ノ初ニ起シ此ノ鴻利ヲ萬民永享ノ後ニ惠マントス其ノ精勵勉力實ニ嘉尙スヘシ朕我カ國ノ富盛ヲ期シ百官萬民ノ爲ニ之ヲ祝ス朕更ニ此ノ業ヲ擴張シ此ノ線ヲシテ全國ニ蔓布セシメシコトヲ庶幾ス(明治五年九月十二日)

東京横濱間ノ鐵道朕親ク開行ス自今此ノ便利ニヨリ貿易愈々繁昌庶民益々富盛ニ至ラムコトヲ望ム(同日中外衆庶へ賜リシ勅語)

昭憲皇太后御歌

蠶ひする時としられて燈火のかけもねむらぬ小山田のさと

もと職業に従事するには、二つの目的あり。一は獨立自營の生活をなす爲にして、一は己れの長所を發揮し世の進歩に貢献して協同の實を擧ぐるが爲なり。世に一定の職業なくして無爲安逸に居る者を遊民として卑しむは、即ち此の本分を怠るを以て

なり。古の聖賢は、「飽食暖衣逸居して教なければ則ち禽獸に近し」と曰へり。誰か禽獸と伍するを喜ぶものぞ。されば、餘財ありて生活の資に窮せざる者もありても、必ず、一定の職業を選びて忠實これに従事するを要す。況んや世の産業の勃興發達は餘財ある少數者の行動に待つもの多きに於いてをや。

御製

世の中は高き卑しき程ほとに身をつくすこそつとめなりけれ

職業を選ぶに當りては、一身一家の事情を考慮するは固より必要なりと雖、國家社會にとりて需要多く且價値の大なるものを須らく選ぶを可とす。而して、諸種の産業を選び忠實之れに従するは、最も適切なるものなり。

教育勅語

進ンテ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

既に職業を選択したる以上は、忠實これに従事するを要す。忠實は成功の泉なり、
戊申詔書

(上略)宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ(下略)

御製

さかしきも愚かもあれと人毎にあらまほしきはまことなりけり
而して、一旦職業に従事したる以上は、自己の全力をこれに傾倒し、苟も安逸を貪り
苟も懈怠の心あるへからず。

戊申詔書

(上略)荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ(下略)

御製

おのかし、務ををへて後にこそ花のかけには立つへかりけれ

御製

政事いて、きくまはかくはかりあつき日なりと思はさりしを

正業たる限りは、職業に貴賤の別なく、何れも神聖なるものなり。唯忠實これに従事
せば、奉公の實を擧ぐることを得べし。

御製

重荷ひく車の音そきこえける照る日のあつきたへかたき日に

御製

賤の男かひとりひきゆく小車のおもにのうへにつもるゆきかな

御製

窓の内に扇とりても暑き日にてる日をうけてをくさかるみゆ

昭憲皇太后御歌

豊年の稻かる賤かうれしさもほにあらはるゝあきの小山田

我が國民近時の一般傾向より考ふるときは、俸給によりて衣食せんと欲する者多
くして、獨立自營の業を選ぶもの少きに似たり。これ一は官尊民卑の思想より生じ、一
は困難を避けて安逸に就かんと欲する自然の人情より起りたるものなるべけれど、
廣く邦家の發展の上より考ふるときは、寧ろ自營を主とする業に従事する者の多き
に如かざるなり。而して、産業の發達、國富の増進を急とする我が國の現情に於いては、
特に然りとなす。

昭憲皇太后御歌

しろしめす國のみいつを高めんもつみしこかねのやまにそありける

女子は、直接に職業を執ること多からざるべし。されど、其の父兄、夫又は子の有する
職業につきて相當の理解を有せざるべからず。これ、其の職業の發展を資け、一家の消
長を實察し、間接に一國の富力を進むる所以なり。近時、女子も獨立して一身一家の事

情の許す限り、職業を執る者多きに至れり。これ、まことに喜ばしき現象なり。

然るに、我が國中流以上の家庭に於いて生活の安きに居る女子は、生産に従事することを欲せざるのみならず、寧ろ甚だしくこれを恥づるの傾あり。これを恥づるに至りては、畏くも歴世 皇后陛下が躬ら置ひせさ給ふ深き大御心を汲む能はざるものにして、未だ教育ある女子といふべからず。今上皇后陛下は、御歴代皇后の養蠶の道に御心を傾けられし御蹤を汲ませ給ひ、國民の産業を御奨励あそばさるゝ御思召殊に厚く、御手づから蠶ひさせ給ふは、夙に世に聞へたる御事なり。先年重き御いたづきに臥したまひし御時にさへ、御轉地先より電話もて「我が身不在なりとも養蠶は怠るな、やがて美はしき繭を見せよ」と仰せつたへしめられきとぞ。げに畏き大御心のほどこそ仰ぐも畏けれ。

繼體天皇勸業ノ詔

(上略)故ニ帝王躬ヲ耗シテ農業ヲ勸メ后妃親ヲ蠶ヒテ桑序ヲ勉メ給フ(下略)(即位元年二月)

以上之を要するに、我が國民たる者は、須らく世局の進運に鑑み、邦家の現情に心を致し、益々其の業を勸め、産を治めて、以て、富國強兵、國家安泰を期すべきなり。苟も遊衣

徒食すること勿かれ、苟も醉生夢死に甘んずること勿れ。

戊申詔書

(上略)日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ(下略)(明治四十一年十月十三日)

御製

國民の力の限りつくすこそ我が日のもとのかためなりけれ

御製

國を思ふみちに二つはなかりけりいくさのにはに立つも立たぬも

濟生弘道ノ勅語

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜シク深ク此ニ鑑ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ(下略)(明治四十四年二月十一日)

九一 千古の御家憲デモクラシー

現代世界の思想若くは意識につきて最も高調せられつゝあるものは、デモクラシーなり。實に、デモクラシーは現代世界貫流の一大精神なり。されば、デモクラシーの何ものたるかを解せずして、換言すれば現代世界の精神を捕ふることなくして、或は政治を論じ、或は教育を論じ、或は産業を論じ、或は現代の人類生活を論じ、其の他現代のあらゆる人的現象を論ずるは、恰も燈火なくして暗夜に物を搜り求むるの類にして、到底其の徹底を得ざることは云ふを俟たざるのみならず、極めて危険にして又時代精神の大なる錯誤と云はざるべからず。然らば、デモクラシーとは何ぞ。現代の一大精神とは何ぞ。

デモクラシーなる語は、これを譯して或は民主主義と稱せられ、或は民本主義と解せらる。而して民主主義と民本主義とは從來全く相異なるもの、寧ろ氷炭相容れざるものとして取扱はれたり。現代に於ても亦然り。然れども、吾人はデモクラシーなる語の解として此の相異を認めざるものなり。吾人はデモクラシーを以て民主主義又は民本主義と爲し、而して、民主主義と民本主義とは全く相同じきものにして其の間に何

等實質上の相違あるものあらずと爲すものなり。

現代我が國に於てデモクラシーなるものを論ずる者は、多くは、或は之を以て民主主義なりと爲し、或は、之を以て民本主義なりと爲して相論難するもの、如し、而して之を以て民主主義なりと爲す者は、現代のあらゆる施設に、反抗してこれが改造を叫び、又は彼の恐るべき共和主義又は共產主義に共鳴せんとするの傾を示し、延いては、我が國の國體又は政體に禍を及ぼさんとするの勢なり。而して、之を以て民本主義なりと爲す者は、漠然民主主義に反対し、唯其の末を論ずるのみにして、デモクラシーの本質に觸れず、されば之を以て民主主義なりと爲す者の満足を贏ち得ざるのみならず、延いては、現代思想を益々紛糾煙没せんとするの傾あり。

吾人は、デモクラシーを以て民主主義又は民本主義なりと解し、其の間に實質上の差異を認めざらんとする者なり。抑デモクラシーなる語は、最初にブタターゴラスの主張したるものなり。以來、上古中世を通じて幾多の變遷を其の意義に經て今日に及びたるものなり。其の變遷の跡を縷々辿ることは、これをしばらく措き、民主主義と民本主義との論難對抗の源泉を求めなば、即ち此の變遷に在りと爲さんと欲す。即ち、民主主義は、此の變遷中の或る一の變遷を採り、以て飽くまでこれをデモクラシーの特

質と爲して民本主義に對抗せんとするものなり、又民本主義は、他の一の異なる變遷を採りて飽くまでこれを握持し、以てデモクラシーの特質と爲して民主主義に對抗せんとするものなり、即ち、兩者共に一の系統を辿らざる斷片的の論議にして、幾多の變遷を経たるデモクラシーの終始一貫せる本質上の特徴を忘却し、單に枝葉の差異を云々せんとするものなり、然も、其の本質上の特徴はデモクラシーの特質にして、又、以て民主主義及び民本主義の特質たり。

惟ふに古代に於いても、中世に於いても、近世に於いても、また現代に於いても、デモクラシーの思想に一貫したるものは、人民の意思に着眼し、これを尊重することに在り、人民の意思が如何なる形式に於いて現はるゝとも、其の間に終始一貫して變るところなきものは、デモクラシーが人民の意思を基底とするものなることに在り、これぞ即ちデモクラシーの本質なり、特質なり、人民の意思は本にして其の發現の形式は末なり、人民の意思が如何なる形式に於いて現はるゝかは、單に人民の意識の組織の問題にして人民の意思其のもの、問題にあらず、古代より近世に亘りてデモクラシーの形式が幾多の變遷を爲したるに拘らず、其の思想の基底は、人民の意思の上に在り、さればデモクラシーは其の形式以外に形式を超越したる一つの民意尊重の一大

精神なり。

デモクラシーを單に其の形式につきてのみ判斷し、以て或は之を民主主義なりとし、又或は之を民本主義なりと爲すは、古代より様々に變化したる形式の下に發達し來りたるデモクラシーの本體を捕へざるの論にして、共に吾人の採らざるところなり。

デモクラシーは、實に民意尊重の一大精神なり、人民の意思に、最高、最貴、最美なるものを見出さんとするもの、實に、デモクラシーの主張にして、又デモクラシーの本質なり、民主主義もデモクラシーなり、又、民本主義もデモクラシーなり、民主主義はまた民本主義にして、畢竟異名同義のものなり、而してデモクラシーは、實に我が國體千古の一大精神なり、換言すれば、我が歴世、天皇の御治政の一大方針にして、また我が皇室の御家憲たりしなり。

抑我が國に於いては、皇室と人民との關係は、赤子の慈母に於ける如き親しみに在り、歴世皇室は人民を其の大御寶として愛撫賑恤し給へり、されば、皇室と人民との間に在りて其の關係を疎隔するものあれば、即ち、皇室は自ら起ちて之を制馭し給へり、就中、應仁、仁徳、雄略、後三條、後白河諸朝の治政、其の他、建武、中興の御事業等は、民意尊

重の國史に炳乎たるものなり而して此の萬古不易の御政策は實に 明治大帝の帝國憲法發布によりて確立せられたりしなりされば民意の尊重は我が皇室千秋萬古の御家憲にしてデモクラシーは我が建國以來治國の基底たりと云ふべきなり

中大兄皇子ノ上奏文

天ニ雙日ナク國ニ二主ナシ此ノ故ニ天下ヲ兼併シテ萬民ヲ使ヒ給フヘキハ唯天皇ノミ(中略)私ニ驅役セムコトヲ恐ル(下略)(大化二年三月)

雄略天皇ノ詔

方今區宇一家烟火萬里百姓艾安シ四夷賓服ス此レ又天ノ意區夏ヲ寧ンセント欲スルナリ故ニ心ヲ小ニシ己レヲ勵マシ日々一日ヲ慎ムコトハ蓋シ百姓ノ爲ノ故ナリ(下略)

元正天皇ノ詔

國家ノ隆泰ハ要スルニ民ヲ富マスニ在リ民ヲ富マス本ハ務メテ貨食ニ從フナリ(下略)(靈龜元年)

崇神天皇黎元愛育ノ詔

詔ス惟ルニ皇祖諸天皇等宸極ニ光臨シ給フモノ豈ニ一身ノ爲ナラムヤ蓋シ人神ヲ司牧シ天下ヲ經綸スル所以ナリ故ニ能ク世々玄功ヲ闡キ時々至德ヲ流ク今朕大運ヲ奉承シ黎元ヲ愛育ス(下略)(即位四年十月)

光嚴天皇御製

照りくもり寒き暑きも時としてたみにこゝろのやすむまもなし

仁德天皇愛民ノ詔

朕高臺ニ登リ以テ遠ク之ヲ望ムニ烟氣城中ニ起ラス以爲ラク百姓既ニ貧ウシテ家ニ炊クモン無シ(下略)(即位四年二月)

後醍醐天皇御製

世治まり民安かれと祈るこそ我が身につきぬおもひなりけり

聖武天皇賑恤ノ詔

詔ニ曰ク夫レ百姓或ハ痼病ニ染沈シ年ヲ經テ未タ瘥エス或ハ亦重病ヲ得テ晝夜辛苦ス朕父母トシテ何ソソ憐愍セサラム宜シク醫藥ヲ左右京ト四畿及ヒ六道諸國ニ遣シ此ノ類ヲ救療シ咸ナ安寧ヲ得セシメ病ノ輕重ニ依リ穀ヲ賜ヒ賑恤スヘシ所司懷ニ存シ勉メテ朕カ心ニ稱ヘヨ(神龜三年六月)

伏見天皇御製

徒に安き我が身そはつかしきくるしむたみのこゝろ思へは

桓武天皇愛民ノ詔

民ハ惟レ國ノ本、本固ケレハ國寧シ、民ノ資ル所農桑是レ切ナリ、比者諸國
司等、厥ノ政僻多シ(中略)或ハ廣ク林野ヲ占メテ蒼生ノ便要ヲ奪ヒ或ハ多
ク田園ヲ營ミテ黔黎ノ産業ヲ妨グ(下略)

後宇多天皇御製

いとまた民安かれと祈るかなわか身世に立つはるのはしめは

仁明天皇ノ詔

神ヲ敬フハ在マスカ如ク民ヲ視ルハ子ノ如キハ國宰ノ能事ニシテ古今
ノ通規タリ(下略)(承和七年四月)

仁孝天皇御製

雨に思ひ風に心をくたくかなたみの手わさのたゝやすかれと

光仁天皇ノ詔

(上略)四海ニ君臨シテ兆民ヲ子育ス(下略)(寶龜四年)

孝明天皇御製

すましえぬ水に我が身は沈むともにこしはせしな四方のたみくさ

桓武天皇ノ詔

(上略)朕ハ民ノ父母タリ(下略)(延暦元年)

後鳥羽天皇御製

夜を寒み閨の襖のさゆるにもわらやのかせをおもひこそやれ

あゝ、普天の下、率土の濱、誰か皇民にあらざらん、歴代 天皇の蒼生綏撫の爲に費さ
れたる大御心の何ぞ深き、誰か今にして初めて知らんや、デモクラシーの我が國體の
精華なるを、更に、今、また 明治大帝の御詔及び御製の數々を拜誦せば、民を愛し民の
意を酌ませたまひしことのいかに畏かりしかは思ひ半ばに過ぎざるものあらん。

御親征萬姓撫安國威振張ノ詔

朕夙ニ天位ヲ紹キ今日天下一新ノ運ニ膺リ文武一途公議ヲ親裁ス國威
ノ立不立蒼生之不安ハ朕カ天職ヲ盡不盡ニ在レハ日夜不安寢食甚心
思ヲ勞ス 朕不肖ト雖 列聖ノ餘業 先帝ノ遺意ヲ繼述シ内ハ列藩百
姓ヲ撫安シ外ハ國威ヲ海外ニ耀サンコトヲ欲ス(下略)(明治元年二月二十)

億兆安撫國威宣布ノ御宸翰

(上略)竊ニ考フルニ中葉朝廷衰ヘテヨリ武家權ヲ專ニシ表ハ朝廷ヲ推尊
ンテ實ハ敬シテ是ヲ遠ク億兆ノ父母トシヲ絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能
ハサルヤウ計リナシ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニナリ果テ其レカ爲
ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ニ倍セシカ如クニテ朝威ハ益々衰ヘ上下相離ル
ルコト霄壤ノ如シカ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ(下略)(明治
元年三月十四日)

御製

葦原の國富まさると思ふにも青人くさそたからなりける

五箇條ノ御誓文

(上略) 一 廣ク會議ヲ與シ萬機公論ニ決スヘシ
(中略) 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ
ラシメンコトヲ要ス(中略)

我カ國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓

ヒ大ニ斯ノ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此ノ旨趣ニ基キ
協心努力セヨ(明治元年三月十四日)

奥羽土民ニ賜ハリシ諭告

(上略)奥羽一隅イマタ皇化ニ服セス妄ニ陸梁シ禍ヲ地方ニ延ク朕甚タコ
レヲ患フ夫レ四海ノ内孰カ朕ノ赤子ニアラサル率土ノ濱亦朕ノ一家ナ
リ朕庶民ニ於テ何ソ四隅ノ別ヲナシ敢テ外視スルコトアラシヤ惟フニ
朕ノ政體ヲ妨ケ朕ノ生民ヲ害ス所ニ己ムヲ得ス五畿七道ノ兵ヲ降シテ
以テ其ノ不廷ヲ正ス(下略)(明治元年八月四日)

御製

千萬の民と共に楽しむにますたのしみはあらしと思ふ

會議御親裁ノ詔

朕將ニ東臨公卿群牧ヲ會合シ博ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建テ
ントス抑制度律令ハ政治ノ本億兆ノ頼ムトコロ以テ輕シク定ムヘカラ
ス(下略)(明治二年二月二十五日)

國是會議ノ詔

朕^ヲ嚮^ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ天地神明ニ質^タシ綱紀ヲ皇張シ億兆ヲ綏安スルヲ誓フ然ルニ兵馬倉卒未タ其ノ績ヲ底^スサス朕夙夜上ハ以テ神明ニ畏^レ下ハ以テ億兆ニ慙^ツ（下略）（明治二年四月二十日）

御製

照るにつけ曇るにつけて思ふかなわかたみくさのうへはいかにと

供御ヲ減シテ救恤ニ充ツルノ詔

朕登祚以降海内多難億兆未タ綏寧セ^ス加之今歲淫雨農ヲ害シ民將ニ生ヲ遂^トクル所ナカラントス朕深ク^ゾ怵惕^ス依テ^テ躬^ヲ節儉スル所有テ以テ救恤ニ充^テントス主者施行セヨ（明治二年八月二十五日）

憲法發布ノ告文

（上略）皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徹ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕^キ基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ（下略）（明治十二年二月十一日）

御製

夏の夜も寢覺かちにぞ明しける世のためおもふことおほくして

帝國憲法發布ノ勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及ヒ將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス（下略）（明治二十二年二月十一日）

帝國憲法發布ノ詔勅

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメ^ンコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及ヒ臣民及ヒ臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム（下略）（明治二十二年二月十一日）

御製

曉のねさめ靜に思ふかなわかまつりこといかゝあらむと

戊申詔書

(上略)抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシ
テ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ
在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ
皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣其レ克ク朕カ旨
ヲ體セヨ(明治四十一年十月十三日)

御製

朝煙立ちそふ末に知られけり民のなりはひすゝみゆく世も

昭憲皇太后陛下、また、愛民撫生の大御心を唱和したまへり、即ち其の一二を左に謹
録し奉らん。

昭憲皇太后御歌

國民をあはれみ給ふ一言の玉のみこゑそ世にひゞきける

昭憲皇太后御歌

民草の上をいかにと思ふ夜のそてにもつゆのこほれけるかな

昭憲皇太后御歌

綾錦とり重ねても思ふかなさむさおほはん袖もなき身を

斯くの如く、デモクラシーは、我が皇室千古の御家憲にして、列聖克くこれを紹述
し給へり、而して、今や世界は此のデモクラシーに目醒め、頤にこれを高唱し、其の惠澤
に浴せんことを願へり、あゝ、既に、我には三千載の長あり、我等の祖先の幸福なりしこ
とよ、今上天皇陛下、また益々此の御家憲を發揚し給ふ、我等の慶福いくばくぞや、

今上天皇陛下朝見式ノ勅語

(上略)願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治
ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頌テ蒼生ヲ撫
ス(中略)朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ
遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失
墜セサラムコトヲ期ス(下略)(大正元年七月三十一日)

御即位式ノ勅語

(上略)朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤
無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇
化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニ

シテ情ハ猶ホ父子ノコトク。以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ(中略) 朕今丕
 續ヲ續キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交
 ヲ敦クシテ共和平ノ慶ニ賴ラムトス。朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖
 宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス(下略)(大正
 四年十一月十日)

今上天皇陛下養老賑恤ノ御沙汰

蓋ヲ存シ耄ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ惠ヲ敷キ恩ヲ垂ルルハ民
 ノ乏キヲ濟フヨリ先ナルハナシ(下略)(大正四年十一月十日)

九二 皇室中心主義

以上數十項、其の各題下に於いて叙べたる所は、即ち帝國臣民のあらゆる行動をし
 て、一に 聖慮の存する所に赴かしめんとするものなり。換言すれば、國民の總ての思
 想凡ての所爲をして、一に 皇室を中心として、これに發源しこれに歸嚮せしめんと
 するものなり。是れ即ち先人竝に吾人が當時唱導する皇室中心主義なり。

抑々枝葉は樹幹によりて、其の生命を保ち、其の繁榮を成す、吾人も亦此の如し。人は

國家的動物なり。人の人たる所以の本性理想は、國家を成すによりて始めて充實し發
 展せらるゝなり。人は國家を成さざれば、道德上如何に發展するとも、尙足らず、最高の
 域に達することを得ず。此の最高の域に達せざれば、人にして人に非ざるなり。斯くの
 如く人類の發展は、國家に於いて始めて實現せらるゝなり。此の實現せんとする意思
 は、即ち人の本性なり。是れ人は國家的動物なりといへる所以なり。而して吾人は、既に
 大日本帝國を成す。今吾人の大日本帝國を國家的に觀察せんか、我が國家の首長は、皇
 室なり。民族的に觀察せんか、我が大和民族の首長は、皇室なり。更に社會的に觀察せん
 か、我が日本社會の本幹は、皇室なり。されば、我が國に於ける一切の事物及び我が國民
 の一切の行動は、皇室に發源し而して皇室に歸嚮すべきものなること、今更贅言を俟
 たずして知るべきなり。

天皇の有せらるゝ意思は、臣民各人の唯一絶對的依憑の意思にして、上御一人の意
 思は、臣民各人の意思を包含する一大意思なり。而して 天皇と臣民と合體歸一して
 天皇を中心として人類の本性と宇宙の理想とを充實發展し之を永遠にするは、是れ
 吾人皇國臣民の理想にして、亦皇國の體制なり。されば、吾人は皇室を中心として一切
 の活動を爲すにあらざれば、吾人の生存と發展とは期することを得ざるべく、亦國家

の獨立と進展とを全うすることを得ず。

我が皇國の今日の隆盛と進運とは、我等祖先の皇室中心主義の成果なり。而して此の成果をして益々充實豊熟せしむべきは、亦吾人の皇室中心主義に因らすんば、能はざるなり。吾人は思ひを深く茲に致し、一切の行動を律するに、皇室中心主義を以つてし一に。聖慮に適はむことに努め、以て、忠良の臣民たらむことを期せざるべからず。先きにも叙べたるが如く、我が皇室は畏くも、列聖皆均しく民意尊重の民本主義を以て、萬民の上に君臨し給へり。夫れ臣民は自我を没却して一切に、天皇に服従するの關係に在り。是れ國家成立の大本なり。天皇の意思は、國家内に於て絶對に抵抗すべからざる力ある意思なり。天皇の意思は、各人に對して絶對的に或る事を爲し又は爲すべからざることを命する力ある意思なり。而して各人の、天皇に對する服従は、絶體的にして無制限なり。固より事實上不可能なること及び國家存立の本義に反することは、天皇と雖これを爲し得ず。然れども法律上に於ては、天皇の力は萬能なり。従つて最高にして獨立なり。而して、天皇が斯くの如き絶對的無制限の力を有するは、それによりて國家の存立、臣民の幸福を充實發展せしめんが爲なり。換言すれば、天皇の天職を全うせんが爲なり。然るに東西古今の史を按するに、諸外國の天皇

は、或は此の力を濫用し或はこれか行使の方法を誤り、以て其の天職を竭し得ざるもの多し。孔子は堯舜を理想せるも、一人の堯、一人の舜いまだ嘗てあらざるなり。歐洲諸國に於ても、斯かる理想を説きたる君主あるも、未だ嘗て其の實なし。翻つて我が國を見るに、天皇の天職が其實行と一致せること炳として明かなり。人類の本性と宇宙の理想とを充實發展しこれを永遠にすることは、實に我が、天皇の本質にして、亦、天職なり。

斯くの如く、我が、天皇は民意尊重の御眷顧を垂れさせられ、民本主義の御統治を遊ばし給ふ。我が臣民の至幸至榮洵に有り難き極みなり。上皇室は、業に臣民中心主義を宣べ行ひ給ふ。下萬民、須らく皇室中心主義の下に一切を律せずして可ならんや。斯くて、聖慮に適ふの民たることを得ん。かくて忠良の臣たることを得ん。

皇室と社會と終

大正十一年三月卅日印刷
大正十一年五月八日發行

皇室と社會と奥附
定價金參圓五拾錢

著者 河村 亮

發行兼印刷者 七條 愷

東京市神田區雉子町卅四番地

印刷所 成章 堂

東京市神田區佐久間町一丁目一番地

發行所 西東書房

電話下谷七〇六番
振替東京七三七番

11
581

終

